

平成22年度5月補正（繰上充用）予算案について

21年度決算において収支不足が見込まれる国民健康保険事業費会計の繰上充用に必要な歳入歳出予算補正を行います。

【歳入歳出予算補正】

特別会計〔国民健康保険事業費会計〕 19,600 百万円

1 補正理由

21年度の歳出に対し歳入が不足する国民健康保険事業費会計について、地方自治法施行令第166条の2の規定に従い、22年度の歳入を21年度に繰り上げて活用するために必要となる繰上充用金を補正します。

2 補正内容

前年度歳入不足見込額に対する繰上充用金の補正

[19,600 百万円 財源：滞納繰越保険料]

21年度決算において、収支不足が19,600百万円となる見込みのため、22年度予算において、繰上充用金を補正します。

<地方自治法施行令第166条の2>

「会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。」

※ なお、繰上充用の手続きについては、行政実例において、会計年度が経過した後、すなわち、翌年度の4月1日から出納閉鎖期である5月31日までの間に行うのが原則であるとされているため、5月31日までに市会の議決を得る必要があります。

平成22年度5月補正予算案の概要

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業における予算外義務負担の限度額の変更及び病院事業会計（市民病院）における重要な資産の取得について補正します。

【債務負担行為の補正〔一般会計〕】 予算外義務負担の変更 1件

【重要な資産の取得〔企業会計（病院事業会計）〕】 1件

1 債務負担行為の補正（予算外義務負担の変更） 1件（一般会計）

事 項	期 間	限 度 額	
		補正前	補正後
戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設等の整備及び施設維持管理等の実施に係る予算外義務負担	平成23年度から 平成38年度まで	19,000,000千円	
			17,000,000千円

[理由]

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業により整備する公益施設等の整備、維持管理、運営を実施するPFI事業において、総合評価一般競争入札により落札額が確定したため、それにあわせて予算外義務負担の限度額を変更します。

2 重要な資産の取得 1件（病院事業会計）

◇取得する資産（市民病院）

種 類	名 称	数 量
備 品	血管撮影装置	一 式

[理由]

市民病院で取得する資産（血管撮影装置）の予定価格が、1億円を超える見込みとなったため、横浜市病院事業の設置等に関する条例第5条の規定に基づき、予算に定める補正を行います。なお、取得予算については、当初予算に計上済みです。

市民病院は、本年4月から、市内7か所目となる救命救急センターの指定を受けました。そのため、救急医療体制の一層の強化に向け、機器更新を予定していた「血管撮影装置」についても、より高度な機能を備えた機器を導入します。

※救命救急センター…重篤・重症の救急患者を24時間体制で受け入れる救急医療施設。

<参考> 横浜市病院事業の設置等に関する条例（抜粋）

（重要な資産の取得及び処分）

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ…（以下省略）